

[事案 29-2] 入院・手術給付金支払請求

・平成 29 年 6 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

病院の診療報酬明細書等から入院・手術の内容を把握できることを理由に、診断書を提出せずに入院給付金・手術給付金を支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 1 月に入院および手術をしたため、平成 22 年 7 月に契約した終身保険にもとづき、入院給付金および手術給付金を請求したところ、保険会社は診断書の提出がないことを理由に支払いを保留したが、診療報酬明細書等から入院・手術の内容は確認できるから、診断書を提出せずに給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 給付金請求時の必要書類については約款に規定があり、この規定にもとづき必要書類について事前に案内している。
- (2) 一定の条件に該当する場合は、診断書の提出を省略することができるが、申立人の給付金請求はその条件に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、本申立てにおいて申立人から新たに提出された書類等を踏まえた和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、紛争の早期解決の観点からこれを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。